

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口は、令和7年3月1日現在約17,500人と平成14年をピークに減少傾向にあり、全国の自治体と同様に少子高齢化の進行や生産人口の減少が生じている。

次に、産業構造は、埼玉県内有数の作付面積を誇るいちご、また、豊かな田園に恵まれた稲作等の第1次産業をはじめ、複数の世界的企業の工場などによる、埼玉県内上位の製造品出荷額である第2次産業、年間数万人の来場がある、国指定史跡「吉見百穴」や鎌倉武士に所縁のあるお寺などの観光資源を活かした第3次産業の構造となっている。

最後に、中小企業者の事態については、令和2年の国勢調査によると、就業者の割合としては、第1次産業が6%、第2次産業が28%、第3次産業が63%となっており、中小企業庁が公表している市区町村別企業数(民営、非一次産業、2016年)によると、全企業数496のうち、中小企業は495とほぼ全てである。物価上昇や燃料費高騰、最低賃金の大幅な引き上げなどの影響はあるものの、町からの支援や、商工会のきめ細かなサポート、また、中小企業各社の努力により事業の継続が図られており、町内商工会加盟数はここ数年横ばいで推移している。

#### (2) 目標

中小企業における事業の継続、人員不足の解消及び付加価値の向上を図るため、作業効率及び生産効率の高い先端設備の導入を促進し、労働生産性の向上を目的に、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、2年間の計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標として地域経済の更なる発展を目指す。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した町内中小事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当町の産業は、多岐にわたり様々な設備を購入する可能性があるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当町の産業は、町内全域に点在していることから、導入促進基本計画において定める区域を町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当町の産業は、多岐にわたり様々であるため、幅広い事業を支援する観点から、全ての業種を対象とする。

ただし、本事業の対象は、町内の生産性向上推進の観点から、現に町内に事務所等を有し、労働に従事する者がいる事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(国の同意日から令和9年3月31日までとする。)

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこと及び健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。また、町税等を滞納している者も対象としないこととする。